

平成28年度 第12回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年3月6日(月) 9時00分から11時10分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (12人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
5 番委員	大串 俊實	6 番委員	関川 況一郎
8 番委員	百武 昭弘	9 番委員	渊上 正昭
10 番委員	岸川 富差子	11 番委員	澁谷 洋子

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (29件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (59件)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の
計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

6. 会議の概要

局長	<p>只今から平成28年度第12回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【会長挨拶】</p>
局長	<p>本日の出席委員は13名中12名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。</p>
局長	<p>それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。</p>
議長	<p>江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、6番関川況一郎委員、8番百武昭弘委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。</p>
議長	<p>それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは報告第1号をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、29件です。</p>
事務局	<p>【報告第1号、1番から29朗読、説明】</p> <p>以上、受付番号1番から29番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。</p>

議長

ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、1議案2件でございます。

【議案の朗読並びに説明】

事務局

受付番号1番から2番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事務局

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長

それでは、受付番号1番を私が、受付番号2番を関川委員にお願いします。

議長

受付番号1番は有償移転の案件です。協力委員と現地調査を行いました。長年、譲受人が耕作をされ、管理等もされております。すべての要件を満たしておりますので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

6番委員

受付番号2番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。報告第1号にて解約後、別の農業者へ貸付けるということで、対象農地は新借受人が耕作をされてある農地の隣接地であります。管理等もされておりましたので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に日程第2、議案第2号の「農業経営基盤強化促進法に基づく江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

議長 事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案をご覧ください。

江北町長より平成29年3月6日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

所有権移転の計画が3件、利用権新規の計画が50件、利用権再設定の計画が5件です。

面積は、所有権移転が6,793平方メートル、利用権新規が485,985平方メートル、利用権再設定が20,486平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番から4番を事務局に、受付番号5番は関川委員に、受付番号6番は江頭利民委員に、受付番号7番は江頭幸典委員に、受付番号8番から9番、41番、50番から55番、59番を私が、受付番号10番から39番、44番から59番を大串委員に、受付番号40番、44番から50番、56番、58番を武富澄男委員に、受付番号42番から43番、58番を百武委員に、受付番号56番から57番を武富政敏委員に、受付番号59番を事務局にお願いします。

事務局

受付番号1番から4番は所有権移転の案件です。1番は所有者が現在耕作中の方への売却希望があり、耕作者の方も購入するということです。買受人は耕作者の後継者の方で、資金面も問題ありません。

2番も所有者が現在耕作中の方への売却希望があり、耕作者の方も購入するということです。自己資金で購入されるということで何ら問題ないと思います。

3番は所有者が離農されるということで隣接地に耕作されてある農業者へ売却をするということです。何ら問題ないと思います。

4番は本日の8時30分頃、申請人の長男の方から連絡があり、2日前に亡くなられたので、取り下げをしております。買受予定者の方には連絡をされており相続後、申請を行うということです。

6番委員

受付番号5番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦を作付けされており、何ら問題ないと思います。

副会長

受付番号6番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦を作付けされており、各要件を満たしておりますので何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いたします。

3番委員

受付番号7番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行い、現在は麦を作付けされておりました。何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いたします。

会長

受付番号8番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行い、現在は玉ねぎの苗床として管理等されておりました。何ら問題ないと思います

受付番号9番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。協力委員が耕作をされてある農地で管理等もされておりました。賃借料は面積、耕作上の問題で合わせております。

受付番号41番は法人の利用権設定の案件です。現在、麦を作付けされており何ら問題ないと思います。

受付番号50番から55番、59番も法人の利用権設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦を作付けされており、何ら問題ないと思います。

5番委員

受付番号10番からは法人構成員から佐賀県農業公社へ貸付けを行う、利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。構成員が貸付を行って

- 5 番委員 いる農地です。町外の構成員の方がまだ終わっておりませんが、来月には総会に諮りたいと思います。賃借料は面積等を考慮して設定をしております。
- 2 番委員 受付番号40番からです。現地調査を協力委員と行い、13筆が麦、2筆が玉葱、3筆が稲刈り後のままで耕作がされておらず、農地の周辺に雑草が生えている状態でした。耕作されてある農地は管理等もされてありましたので、何ら問題ないと思います。
- 8 番委員 受付番号42番から43番、58番は法人の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦を作付けされており、各要件をみたしてございましたので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。
- 1 番委員 受付番号56番から57番は法人の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦を作付けされており、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。
- 事務局 受付番号59番、現在は耕作をされており、何ら問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。
- ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 6 番委員 受付番号26番の面積が3,000㎡以上の農地が賃借料10,000円と20,000円というのはなぜでしょうか。
- 5 番委員 排水の関係や法人の規則で、4角以上は10,000円となっており、所有者本人から賃借料を10,000円にして良いと承諾を得ましたので、設定しております。
- 6 番委員 法人の利用権設定の地図ですが、受付番号ごとに表示をすることはできないでしょうか。
- 議長 受付番号ごとに地図の表示をいたしますと資料数が増え、コスト的にもよくないということで、法人化する際はまとめて表示するようにいたしておりますので、ご了承ください。

副会長 中間管理機構は法人化しないと利用できないのですか。

事務局 はい、そうです。法人か認定農業者が利用できるようになっております。

議長 他にありませんか。
それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり決定することとし、江北町長へ意見書を送付いたします。

議長 次に、日程第2、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の見直しの意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書をご覧ください。

【議案書に基づいて、美緒内の内容について説明】

事務局 以上で、説明を終わります。

それでは、これより協議に入ります。
ただいまの事務局から説明がありましたが、委員の皆様よりご意見を賜りたいと思います。

2番委員 認定農業者の幅を広げるために年間農業所得の目標額を減らしているのですか。

事務局 経費が高騰しているということもありますが、収益より品質向上の為です。

副会長 主たる従事者1人当たり440万円から400万円に変更で、1経営体当たり500～700万円程度とありますが、従事者1人、1経営体はどう違うのですか。

事務局 1経営体とは家族協定を締結してある方や夫婦で経営している等です。

9 番委員 所得を向上させるようにすることが目標となりますので、目標額を減額するのはどうかと思います。

議長 簡単に目標額を下げられる、所得というのは収入から経費等を差し引きになりますので、国で農作物を高く購入することや経費の低コスト化などをせずに、全体が下がっているから下げるとするのは、佐賀県での取り組みができていないのではと感じます。

他の市町はどうされてありますか。

事務局 白石町では減額をしてあります。

議案の回答書に関しましては今回、協議でありました意見等を踏まえ、会長と事務局の方で取りまとめを行いたいと思います。

議長 各委員にさまざまな意見を伺いましたが、このことを事務局で取りまとめ、江北町長へ回答をしたいと思います。

議長 以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

11:30 閉

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 6 番委員

8 番委員

(会議書記) 事務局職員

